

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 本計画で取り扱う人口推計

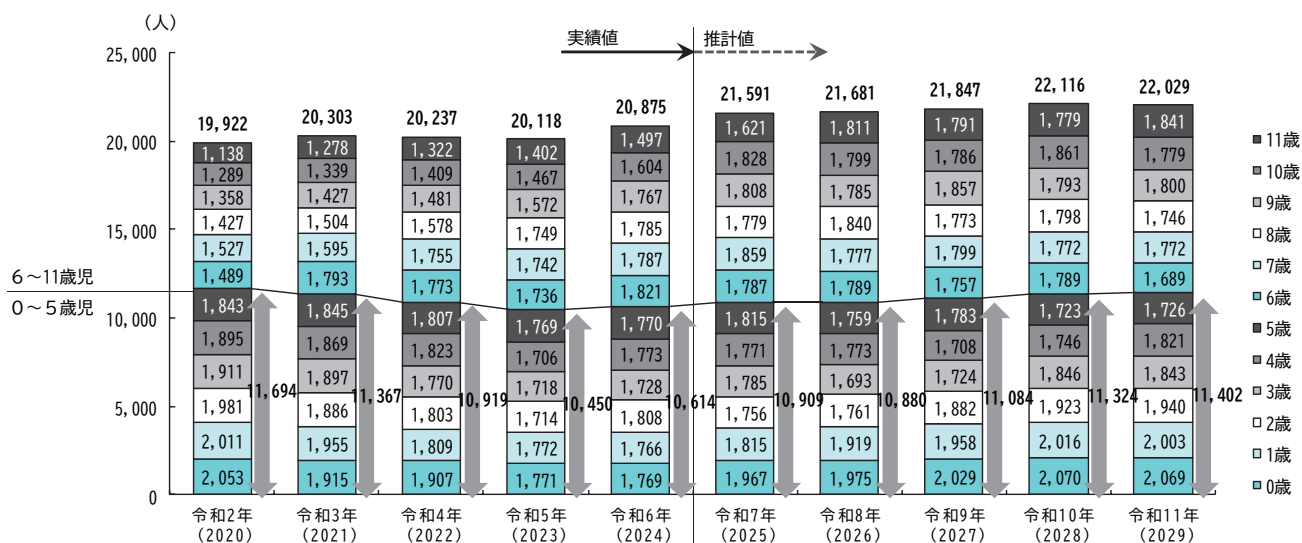
本計画における幼児期の教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業及びこども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の需要量見込みの算出にあたっては、令和6（2024）年4月1日の住民基本台帳人口を基準として、直近の開発動向等の要素を取り入れて算出した人口推計を用いています。

人口推計では、令和6（2024）年4月1日からの5年間で、0～11歳の人口は、1,154人（約5.5%）増加する見込みです。

年齢区分別に見ると、未就学児（0～5歳児）の人口は788人（約7.4%）、小学生（6～11歳児）の人口は、366人（約3.6%）増加すると推計されています。

地域別に見ると、0～11歳の人口は、令和6（2024）年と令和11（2029）年を比較すると、京橋地域で169人（約4.2%）、日本橋地域で153人（約2.7%）減少しますが、月島地域では1,478人（約13.3%）増加すると推計されています。

<中央区全域>

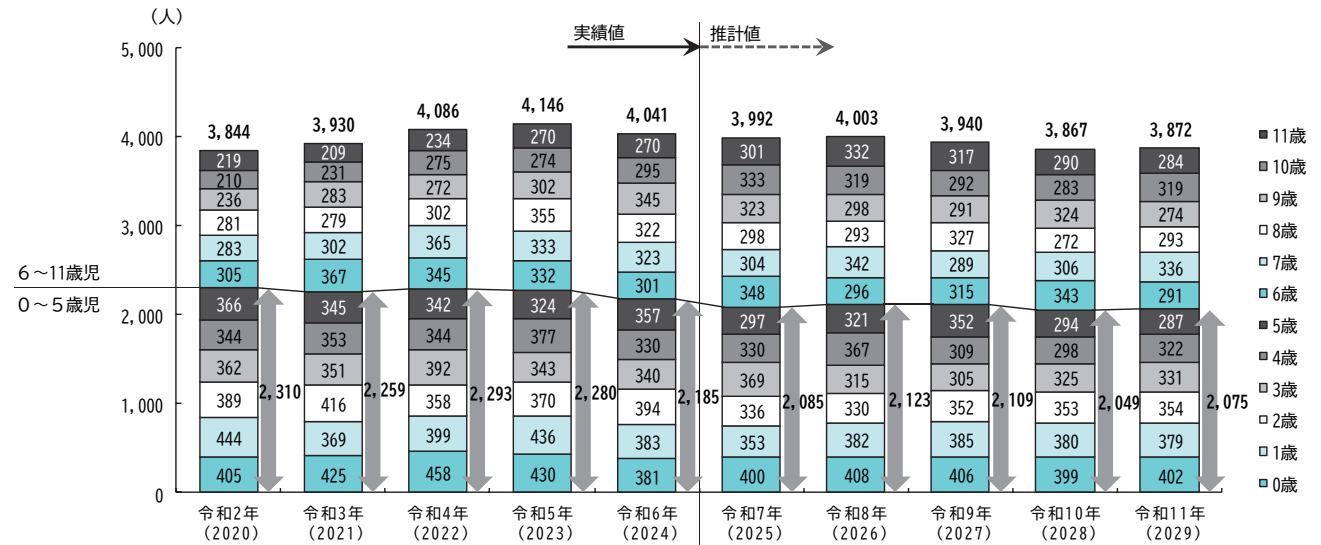


※実績値は中央区「住民基本台帳」4月1日現在

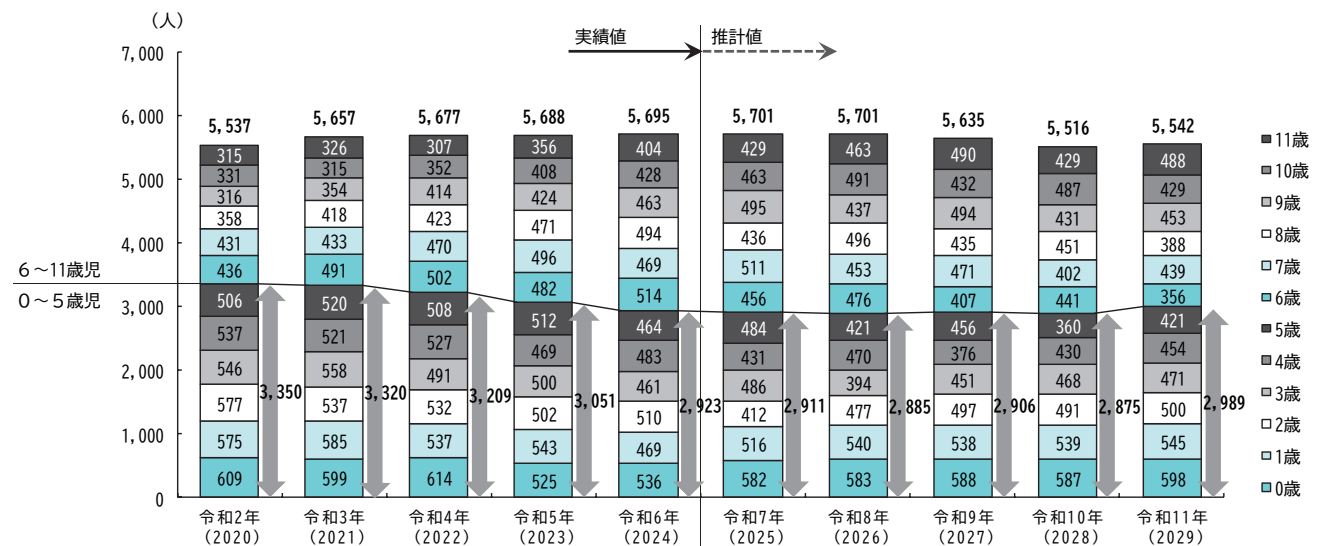
※推計値の各歳児人口は、小数点第一位を四捨五入しているため、全体の合計と合致しない。



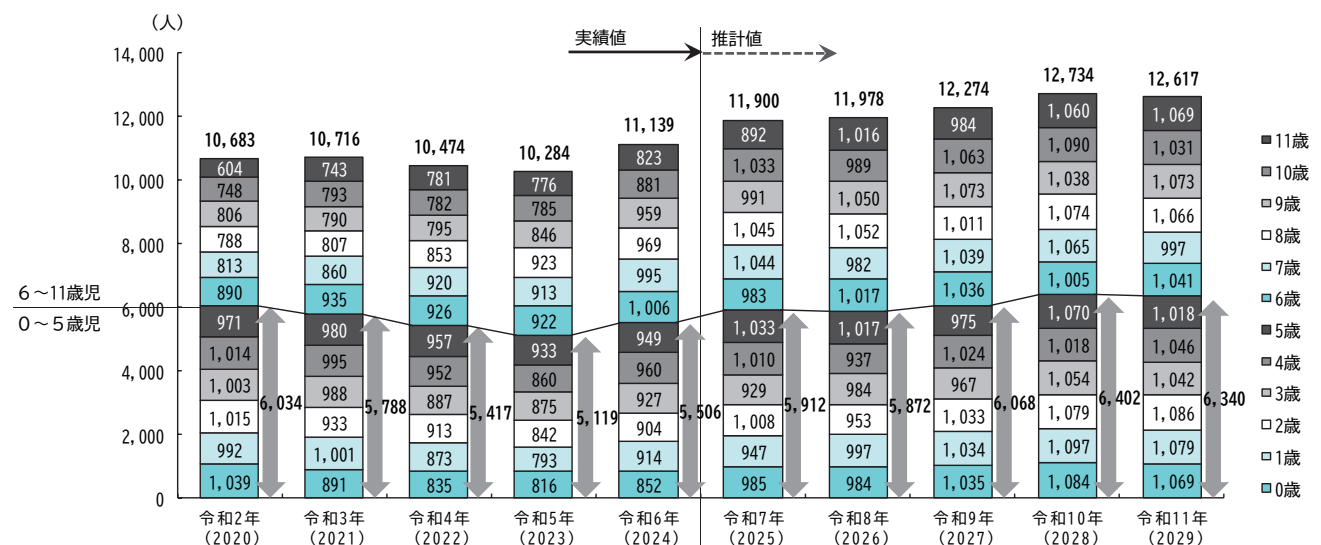
<京橋地域>



<日本橋地域>



<月島地域>



※実績値は中央区「住民基本台帳」4月1日現在

※推計値の各歳児人口は、小数点第一位を四捨五入しているため、全体の合計と合致しない。

2 提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画は、提供区域を設定した上で、区域ごとに需要量の見込みを算出し、確保の内容を記載することとなっています。

本区における幼児期の教育・保育施設は、利用実態として居住地域を越えて利用されていることや、一時的な需要の増減に対し広域で調整しやすく弾力的な対応が可能であることから1区域（中央区全域）で設定を行います。

地域子ども・子育て支援事業は、本区におけるこれまでの地理的要件や行政区域の考え方、計画・事業における地域の考え方にに基づき、京橋・日本橋・月島地域の3区分で区域を設定します。広域利用が想定される病児・病後児保育や、地域子育て支援拠点事業（あかちゃん天国）についても1区域につき1施設以上を設置しています。ただし、事業の性質上、区全体で量の見込みをとらえるべき以下の事業は、区全体として提供区域を設定します。

事業名		提供区域
幼児期の教育・保育施設		1区域（中央区全域）
地域子ども・子育て支援事業	●時間外保育事業（延長保育事業） ●放課後児童健全育成事業（学童クラブ） ●放課後子ども教室（子どもの居場所「プレディ」） ●幼稚園預かり保育 ●病児保育事業（病児・病後児保育事業）	3区域 （京橋地域・日本橋地域・月島地域）
	●利用者支援に関する事業（利用者支援） ●子育て短期支援事業（子どもショートステイ） ●一時預かり保育 - 子育て短期支援事業（トワイライトステイ） - 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ●乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導） ●養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 ●妊婦健康診査 ●実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●子育て世帯訪問支援事業 ●児童育成支援拠点事業 ●親子関係形成支援事業 ●産後ケア事業 ●こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）※	1区域（中央区全域）

※こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）は、令和7年度に限り子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として実施され、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として実施されます。



3 幼児期の教育・保育施設の量の見込みと確保方策

事業の概要と量の見込み算出の考え方

①保育所等

保育所等は認可保育所、認定こども園（長時間保育）、地域型保育事業及び認証保育所等のことを指し、3号認定（満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども）、2号認定（満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども）の子どもが利用します（過去の実績等詳細はP46～48 参照）。

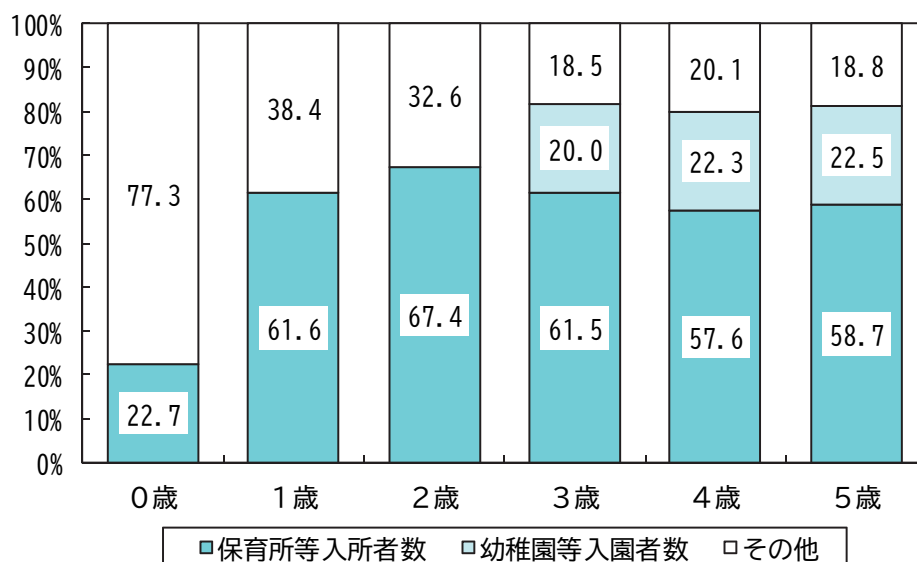
量の見込みの算出にあたっては、0歳児は令和2～6年度の利用率の実績の平均を令和7年度以降の利用率とし、人口推計に利用率をかけて量の見込みを算出しました。1～5歳児は、令和2～6年度の利用率の実績に伸び率を考慮し、令和7年度以降の利用率の見込みを算出し、人口推計にかけて量の見込みを算出しました。

②幼稚園等

幼稚園等は幼稚園、認定こども園（短時間保育）等のことであり、1号認定（満3歳以上で幼児期の教育を希望（保育の必要性なし））の子どもが利用します。なお、幼稚園の教育を希望する2号認定の子どもが利用することも可能です（過去の実績等詳細はP46～48 参照）。

算出にあたっては、令和4～6年度の利用率の実績から令和7年度以降の利用率の見込みを算出し、人口推計にかけて量の見込みを算出しました。

【参考】0～5歳の養育状況（令和6年4月1日現在）



確保方策の考え方

①保育所等

- ・ 認可保育所の開設を中心に整備を進めていきます。
- ・ 特定地域型保育事業及び認証保育所についても確保方策に含めます。

②幼稚園等

幼稚園等については、既存の区立幼稚園と認定こども園で確保します。

見込みと確保方策

量の見込みA…利用実績等から算出した教育・保育施設の利用者数見込み

確保方策B……既存の教育・保育施設等の定員数に、整備予定の施設等の定員数を加えた数量の見込みAのニーズに応じた確保方策Bの定員数を確保できるよう、施設整備等に取り組んでいきます。

(人)

				令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
幼稚園等 (教育標準 時間認定)	1号認定 2号認定	3～5 歳児	人口	5,371	5,225	5,215	5,315	5,390
			量の見込みA	1,106	1,057	1,067	1,083	1,120
			確保方策B	1,436	1,405	1,393	1,376	1,435
			B－A	330	348	326	293	315
保育所等 (保育認定)	2号認定	3～5 歳児	人口	5,371	5,225	5,215	5,315	5,390
			量の見込みA	3,376	3,279	3,272	3,329	3,385
			確保方策B	3,937	4,138	4,342	4,357	4,357
			【内訳】	特定教育・保育施設	3,809	4,010	4,214	4,229
				特定地域型保育事業	2	2	2	2
				認証保育所	126	126	126	126
			B－A	561	859	1,070	1,028	972
	3号認定	2歳児	人口	1,756	1,761	1,882	1,923	1,940
			量の見込みA	1,233	1,237	1,323	1,353	1,364
			確保方策B	1,374	1,386	1,438	1,438	1,438
			【内訳】	特定教育・保育施設	1,257	1,277	1,329	1,329
				特定地域型保育事業	25	25	25	25
				認証保育所	92	84	84	84
			B－A	141	149	115	85	74
		1歳児	人口	1,815	1,919	1,958	2,016	2,003
			量の見込みA	1,181	1,247	1,274	1,313	1,304
			確保方策B	1,261	1,274	1,326	1,326	1,326
			【内訳】	特定教育・保育施設	1,150	1,169	1,221	1,221
				特定地域型保育事業	23	23	23	23
				認証保育所	88	82	82	82
			B－A	80	27	52	13	22
		0歳児	人口	1,967	1,975	2,029	2,070	2,069
			量の見込みA	441	441	454	465	464
			確保方策B	515	509	526	526	526
			【内訳】	特定教育・保育施設	436	436	453	453
				特定地域型保育事業	13	13	13	13
				認証保育所	66	60	60	60
			B－A	74	68	72	61	62

- 幼稚園等については、区立幼稚園のほか認定こども園短時間保育の定員数を確保方策としており、5カ年とも量の見込みを上回っています。
- 保育所等の2号認定及び3号認定については、既存の教育・保育施設等の定員数に加え、新たに私立認可保育所の整備等により、5カ年とも量の見込みを上回っています。



<令和7（2025）年度>

(人)

	学齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
保育所等	量の見込み A	441	1,181	1,233	3,376			6,231
	確保方策 B	515	1,261	1,374	3,937			7,087
	B - A	74	80	141	561			856
幼稚園等	量の見込み C				1,106			1,106
	確保方策 D				1,436			1,436
	D - C				330			330

<令和8（2026）年度>

(人)

	学齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
保育所等	量の見込み A	441	1,247	1,237	3,279			6,204
	確保方策 B	509	1,274	1,386	4,138			7,307
	B - A	68	27	149	859			1,103
幼稚園等	量の見込み C				1,057			1,057
	確保方策 D				1,405			1,405
	D - C				348			348

<令和9（2027）年度>

(人)

	学齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
保育所等	量の見込み A	454	1,274	1,323	3,272			6,323
	確保方策 B	526	1,326	1,438	4,342			7,632
	B - A	72	52	115	1,070			1,309
幼稚園等	量の見込み C				1,067			1,067
	確保方策 D				1,393			1,393
	D - C				326			326

<令和10（2028）年度>

(人)

	学齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
保育所等	量の見込み A	465	1,313	1,353	3,329			6,460
	確保方策 B	526	1,326	1,438	4,357			7,647
	B - A	61	13	85	1,028			1,187
幼稚園等	量の見込み C				1,083			1,083
	確保方策 D				1,376			1,376
	D - C				293			293

<令和11（2029）年度>

(人)

	学齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
保育所等	量の見込み A	464	1,304	1,364	3,385			6,517
	確保方策 B	526	1,326	1,438	4,357			7,647
	B - A	62	22	74	972			1,130
幼稚園等	量の見込み C				1,120			1,120
	確保方策 D				1,435			1,435
	D - C				315			315

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

事業の概要

子ども及びその保護者等、または妊娠している方もしくはその配偶者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の地域連携を実施する事業です（過去の実績等詳細はP50 参照）。

確保方策の考え方

保育所申込等に関する相談体制（特定型）については、区役所窓口のほか、特別出張所、保健所、保健センター等において保育園長経験者による出張相談を実施し、保育所の入所や利用に関する相談にきめ細かに対応するとともに、相談内容に応じて各種保育事業に関する情報提供を行います。

地域子育て支援拠点事業（基本型、地域子育て相談機関）については、地域子育て支援拠点事業「あかちゃん天国」において、子育てに関する情報提供や育児相談、助言を行います。

妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談体制（こども家庭センター型）については、保健所・保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談を行います。加えて、子ども家庭支援センターが中央区保健所等複合施設に移転し、母子保健と児童福祉のより一層の連携基盤の強化が図られたことから、「こども家庭センター」機能を備えた相談支援体制を整備し、地域のすべての妊産婦と子育て家庭に切れ目のない支援を行います。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

実施箇所（箇所数）	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
保育所申込等に関する 相談体制（特定型）	7カ所	7カ所	7カ所	7カ所	7カ所
地域子育て支援拠点事業 「あかちゃん天国」 (基本型、地域子育て相談機関)	7カ所	7カ所	7カ所	7カ所	7カ所
妊娠期から子育て期までの 切れ目ない相談体制 (こども家庭センター型)	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所



【確保方策】

実施箇所（箇所数）		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
保育所申込等 に関する 相談体制 (特定型)	区役所窓口	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	その他	・特別出張所×3 ・保健所 ・保健センター ・子ども家庭支援 センター「きら ら中央」勝どき 分室	・特別出張所×3 ・保健所 ・保健センター ・子ども家庭支援 センター「きら ら中央」勝どき 分室	・特別出張所×3 ・保健所 ・保健センター ・子ども家庭支援 センター「きら ら中央」勝どき 分室	・特別出張所×3 ・保健所 ・保健センター ・子ども家庭支援 センター「きら ら中央」勝どき 分室	・特別出張所×3 ・保健所 ・保健センター ・子ども家庭支援 センター「きら ら中央」勝どき 分室
地域子育て支援拠点事業 「あかちゃん天国」 (基本型、地域子育て相談機関)		7カ所	7カ所	7カ所	7カ所	7カ所
妊娠期から子育て期までの 切れ目ない相談体制 (こども家庭センター型)		・保健所 ・保健センター×3 ・子ども家庭支援 センター	・保健所 ・保健センター×3 ・子ども家庭支援 センター	・保健所 ・保健センター×3 ・子ども家庭支援 センター	・保健所 ・保健センター×3 ・子ども家庭支援 センター	・保健所 ・保健センター×3 ・子ども家庭支援 センター

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

事業の概要

認可保育所、認定こども園で、通常の開所時間（11 時間）を超えて保育を行う事業です。月極利用とスポット利用（1 日単位）の2 種類があります（過去の実績等詳細はP50 参照）。

確保方策の考え方

- ①延長保育利用定員数：保育の確保方策にあわせて延長定員数拡大
- ②スポット延長保育固定枠（区立1 園当たり3 人）
- ③認証保育所の午後7 時以降保育利用契約者数の実績分（令和5 年度実績を維持）

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

時間外保育事業利用者 (人／日)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
京橋地域	48	49	48	47	47
日本橋地域	88	87	87	86	90
月島地域	155	154	159	168	167

【確保方策】

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
京橋 地域	①延長保育利用定員数	208	208	208	208	208
	②区立スポット固定枠	15	15	15	15	15
	③認証保育所枠	9	9	9	9	9
日本橋 地域	①延長保育利用定員数	355	355	355	355	355
	②区立スポット固定枠	15	15	15	15	15
	③認証保育所枠	10	10	10	10	10
月島 地域	①延長保育利用定員数	583	613	673	673	673
	②区立スポット固定枠	18	18	18	18	18
	③認証保育所枠	15	15	15	15	15

保育施設の確保方策において、認可保育所の整備を進めることにより、その施設分の延長保育利用定員数が増加します。3 地域とも5 年すべてにおいて量の見込みを上回る計画となっています。



(3) ①放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

事業の概要

放課後帰宅しても保護者の就労等により家庭で適切な保護育成を受けられない児童に対して、遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業です（過去の実績等詳細はP51～53 参照）。

確保方策の考え方

区立学童クラブにおいては、登録定数を設け利用可能人数を増やして対応するとともに、区立小学校内に学童クラブを設置し、学童クラブ所属児童とプレディ所属児童と一緒に過ごすことができる「プレディプラス事業」を実施することで、長時間保育や多様な保育ニーズに対応します。また、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を実施する民間学童クラブの誘致も含め、状況に応じた定員数確保の取り組みを推進していきます。

確保方策（学童クラブの定員数＋暫定定員数＋登録定数）で不足する量の見込みについては、放課後子ども教室（子どもの居場所「プレディ」）で対応します。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

学童クラブ入所希望者数（人）	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
京橋地域	267	276	278	285	273
1年生	133	143	150	159	142
2年生	60	79	70	73	78
3年生	43	49	54	47	49
4年生	22	2	2	4	1
5年生	8	2	1	1	2
6年生	1	1	1	1	1
日本橋地域（※）	185	339	326	324	311
1年生	105	204	191	197	182
2年生	58	90	92	84	88
3年生	18	38	36	36	34
4年生	2	5	5	5	5
5年生	1	1	1	1	1
6年生	1	1	1	1	1
月島地域（※）	1,002	989	1,010	1,013	1,007
1年生	453	493	501	488	504
2年生	349	329	348	356	334
3年生	169	143	137	146	145
4年生	29	22	22	21	22
5年生	1	1	1	1	1
6年生	1	1	1	1	1
合計	1,454	1,604	1,614	1,622	1,591
1年生	691	840	842	844	828
2年生	467	498	510	513	500
3年生	230	230	227	229	228
4年生	53	29	29	30	28
5年生	10	4	3	3	4
6年生	3	3	3	3	3

※民設民営学童クラブ含む

【確保方策】

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
京橋地域	児童館学童クラブ数(箇所)	2	2	2	2	2
	学校内学童クラブ数(箇所)	2	4	4	4	4
	クラブ数	6	8	8	8	8
	定員(人)	215	305	305	305	305
	暫定定員数(人)	10	10	10	10	10
	登録定数(人)	30	30	30	30	30
	利用可能人数(人)	255	345	345	345	345
日本橋地域	児童館学童クラブ数(箇所)	2	2	2	2	2
	学校内学童クラブ数(箇所)	1	3	3	3	3
	クラブ数	3	5	5	5	5
	定員(人)	120	220	220	220	220
	暫定定員数(人)	5	5	5	5	5
	登録定数(人)	20	25	25	25	25
	民設民営学童クラブ数(箇所)	1	2	2	2	2
	民設民営学童クラブ定員(人)	40	160	160	160	160
	利用可能人数(人)	185	410	410	410	410
月島地域	児童館学童クラブ数(箇所)	4	4	4	4	4
	学校内学童クラブ数(箇所)	4	6	6	6	6
	クラブ数	18	20	20	20	20
	定員(人)	685	775	775	775	775
	暫定定員数(人)	90	90	90	90	90
	登録定数(人)	90	90	90	90	90
	民設民営学童クラブ数(箇所)	2	2	2	2	2
	民設民営学童クラブ定員(人)	128	128	128	128	128
	利用可能人数(人)	993	1,083	1,083	1,083	1,083
合計	利用可能人数(人)	1,433	1,838	1,838	1,838	1,838

※暫定定員数:当該年度の応募状況により、暫定的に拡大する定員枠

※登録定数:待機児童対策として、登録児童の利用率を勘案し暫定定員から拡大して受け入れる登録枠

確保方策一量の見込みで不足する分は、放課後子ども教室(子どもの居場所「プレディ」)の量の見込みに含まれます。



(3) ②放課後子ども教室（子どもの居場所「プレディ」）

事業の概要

子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労状況にかかわらず、放課後や土曜日等に学校施設内で児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を確保するための事業です（過去の実績等詳細はP53 参照）。

確保方策の考え方

学童クラブ待機児にも対応できるよう一層の連携を行い、開設時間を学童クラブと同様に、土曜日・長期休業日の開始時間については午前8時30分とし、平日・長期休業日（土曜日は除く）の終了時間については最長で午後7時30分まで延長して、実施します。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

プレディ利用登録者数（人）	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
京橋地域	1,005	991	965	958	946
日本橋地域	1,211	1,222	1,184	1,146	1,108
月島地域	1,983	2,023	2,056	2,098	2,080

【確保方策】

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
京橋 地域	実施校数（校）	4	5	6	6	6
	想定利用登録者数（人）	1,005	991	965	958	946
日本橋 地域	実施校数（校）	3	5	5	5	5
	想定利用登録者数（人）	1,211	1,222	1,184	1,146	1,108
月島 地域	実施校数（校）	6	6	6	6	6
	想定利用登録者数（人）	1,983	2,023	2,056	2,098	2,080
合計	実施校数（校）	13	16	17	17	17
	想定利用登録者数（人）	4,199	4,236	4,205	4,202	4,134

(4) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

事業の概要

保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった際に、宿泊により短期間預かる事業です（過去の実績等詳細はP54 参照）。

確保方策の考え方

本区では生後 57 日～中学校 3 年生の子どもを対象に、区が委託する区外 2 施設（乳児院、児童養護施設）または区内の協力家庭において実施しています。1 日の定員を 7 人とし、年間（365 日）通じて対応することで、最大 2,555 人を受入れが可能な体制を確保します。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
年間利用希望延べ人数（人日） （年間延べ宿泊日数見込み）	115	115	116	118	117

【確保方策】

		令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
定員数（人）	児童養護施設	1	1	1	1	1
	乳児院	1	1	1	1	1
	協力家庭	5	5	5	5	5
定員数計（人）		7	7	7	7	7
年間利用定員延べ人数（人日） 箇所ごとの定員×年間開設日数の合計		2,555	2,555	2,555	2,555	2,555

現在の施設及び協力家庭の規模で設定する確保方策で、量の見込みを上回る計画となっています。



(5) 幼稚園預かり保育

事業の概要

幼稚園等に通園する児童を対象に、子育て支援策の一環として、教育時間終了後の午後2時以降に、子どもを一時的に預かる事業です（過去の実績等詳細はP54 参照）。

確保方策の考え方

区立幼稚園全園及び幼保連携型認定こども園で、1日当たり20人～150人の定員数を確保し、土日、祝日を除く年間約245日対応することで、合計で約132,505人の受入れが可能な体制を確保します。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

年間利用希望延べ人数（人日）	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
京橋地域	4,425	4,288	4,236	4,099	4,133
日本橋地域	8,259	7,474	7,241	7,358	7,823
月島地域	4,256	4,150	4,309	4,460	4,603

【確保方策】

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
京橋 地域	実施園数（園）	5	5	5	5	5
	1日当たりの利用定員（人）B	110	110	110	110	110
	年間実施日数245日×B （受入人数最大値）	26,310	26,310	26,310	26,310	26,310
日本橋 地域	実施園数（園）	4	4	4	4	4
	1日当たりの利用定員（人）B	135	134	132	130	129
	年間実施日数245日×B （受入人数最大値）	32,575	32,330	31,840	31,350	31,105
月島 地域	実施園数（園）	6	6	6	6	6
	1日当たりの利用定員（人）B	300	310	310	310	310
	年間実施日数245日×B （受入人数最大値）	72,640	75,090	75,090	75,090	75,090

現在実施している全園で設定する確保方策で、量の見込みを上回る計画となっています。

(6) 一時預かり保育・子育て短期支援（トワイライトステイ）、 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業の概要

事業	概要
一時預かり保育	保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により一時的に乳幼児（生後 57 日～未就学児）を預かる「一時保育」と、保護者の出産や入院等の緊急の理由により預かる「緊急保育」事業です。
子育て短期事業（トワイライトステイ）	保護者が就労等により帰宅が夜間になる場合に、一時的に子どもを預かる事業です。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	依頼会員と提供会員による会員組織を設置し、保育所への送迎や一時的な保育等地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業です。

※過去の実績等詳細は P 55・56 参照

確保方策の考え方

一時預かり保育については、子ども家庭支援センターの各分室や各公私連携認定こども園など 9 カ所で実施し、1 カ所当たり 10～30 人程度/日の定員（一時保育の受入れ可能人数及び緊急保育定員の合計）を設定し、対応可能な体制を確保します。

トワイライトステイについては、子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室及び京橋こども園において、量の見込みに対応します。

ファミリー・サポート・センター事業では、潜在会員（登録はしているが活動していない会員）の活用や提供会員の確保に努め、依頼に対応できるような体制を整えていきます。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

年間利用希望延べ人数（人日）	令和 7 年度 （2025）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	令和 10 年度 （2028）	令和 11 年度 （2029）
一時預かり保育	16,504	16,459	16,769	17,132	17,253
子育て短期事業（トワイライトステイ）	606	605	607	613	611
ファミリー・サポート・センター事業	1,869	1,861	1,882	1,903	1,896
合計	18,979	18,925	19,258	19,648	19,760



【確保方策】

			令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
一時預かり保育	勝どき 分室	1日の定員 A	22	22	22	22	22
		1日の受入可能人数（一時保育定員×1.8）＋緊急保育定員 B	38	38	38	38	38
		年間開設日数（概数） C	345	345	345	345	345
		年間最大受入可能延人数 B×C	13,110	13,110	13,110	13,110	13,110
	日本橋 分室	1日の定員 A	10	10	10	10	10
		1日の受入可能人数（一時保育定員×1.8）＋緊急保育定員 B	16	16	16	16	16
		年間開設日数（概数） C	240	240	240	240	240
		年間最大受入可能延人数 B×C	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840
	十思 分室	1日の定員 A	9	9	9	9	9
		1日の受入可能人数（一時保育定員×1.8）＋緊急保育定員 B	15	15	15	15	15
		年間開設日数（概数） C	240	240	240	240	240
		年間最大受入可能延人数 B×C	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
	京橋 こども 園	1日の定員 A	17	17	17	17	17
		1日の受入可能人数（一時保育定員×1.8）＋緊急保育定員 B	29	29	29	29	29
		年間開設日数（概数） C	365	365	365	365	365
		年間最大受入可能延人数 B×C	10,585	10,585	10,585	10,585	10,585
	晴海 こども 園	1日の定員 A	15	15	15	15	15
1日の受入可能人数（一時保育定員×1.8）＋緊急保育定員 B		27	27	27	27	27	
年間開設日数（概数） C		290	290	290	290	290	
年間最大受入可能延人数 B×C		7,830	7,830	7,830	7,830	7,830	
公私連携認定こども園等で実施する一時預かり保育（年間最大受入可能延人数）			18,616	18,616	18,616	18,616	18,616
一時預かり保育 計（人日）			57,581	57,581	57,581	57,581	57,581
トワイライトステイ	勝どき 分室	1日の定員 A	20	20	20	20	20
		年間開設日数（概数） B	345	345	345	345	345
		年間最大受入可能延人数 A×B	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900
	京橋 こども 園	1日の定員 A	10	10	10	10	10
		年間開設日数（概数） B	345	345	345	345	345
		年間最大受入可能延人数 A×B	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450
	トワイライトステイ 計（人日）			10,350	10,350	10,350	10,350
ファミリー・サポート・センター事業	提供可能会員数（人） A		346	346	346	346	346
	稼働日数（日） B		156	156	156	156	156
	年間最大受入可能延人数 A×B		53,976	53,976	53,976	53,976	53,976
	活動可能件数		1,869	1,861	1,882	1,903	1,896
合計（人日）			69,800	69,792	69,813	69,834	69,827

現在各施設・事業で実施する規模に基づき設定する確保方策で、量の見込みを上回る計画となっています。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導）

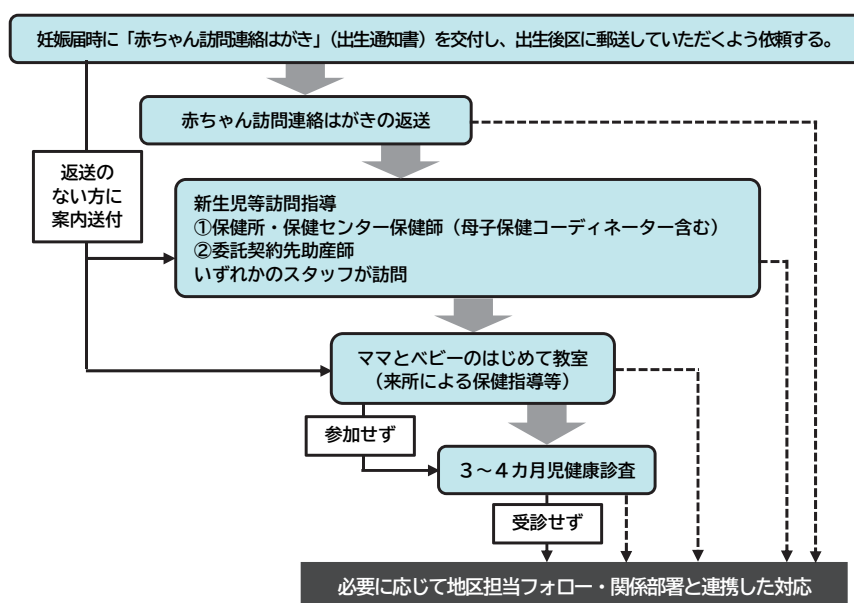
事業の概要

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です（過去の実績等詳細はP56 参照）。

確保方策の考え方

本区では生後4カ月までの乳児がいる全家庭を対象に、保健師及び委託訪問指導員（保健師、助産師等）により訪問指導を行うとともに、母親のこころの健康状態の把握に努めています。生後4カ月までの乳児及び母親の状況把握ができるよう、以下のフローチャートに基づき実施していきます。

<新生児等訪問指導及びフォロー体制のフローチャート>



事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

生後28日未満の新生児及び4カ月までの乳児を対象とします。

<参考>

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳児人口推計(人)	1,967	1,975	2,029	2,070	2,069

【確保方策】

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
実施体制	1 訪問人員 40人程度 (保健師、委託契約先助産師) 2 実施機関 ①中央区保健所 ②日本橋保健センター ③月島保健センター ④晴海保健センター 3 訪問事業以外のフォロー体制 ママとベビーのはじめて教室、乳児健診等の機会に行う。				



(8) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

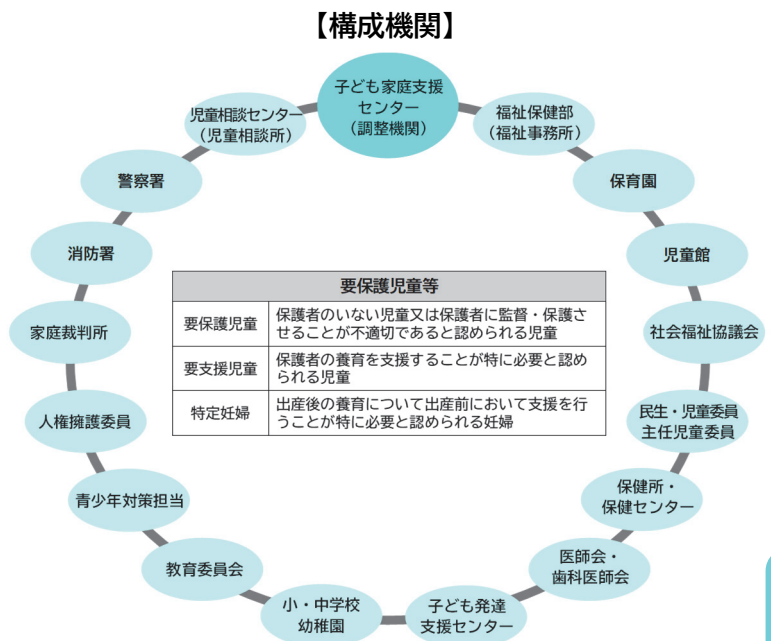
事業の概要

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です（過去の実績等詳細はP57 参照）。

確保方策の考え方

本区では保健所等関係機関と連携して養育について支援が特に必要な家庭を把握し、訪問による支援（養育相談、育児・家事援助）を実施しています。養育支援が必要な家庭に対し、相談支援・生活支援を行うことのできる訪問支援員を確保します。

児童虐待の予防、早期発見や子どもの適切な保護のために子ども家庭支援センター「きらら中央」や児童相談センターを調整機関とした「要保護児童対策地域協議会」の運営を推進します。協議会は右図のような関係機関と民生・児童委員や福祉団体等から構成され、相互に連絡を取り合い、情報の交換や支援に関する協議を行うことで児童虐待を防止します。また、児童相談体制の強化のため開設した本区と台東区と東京都での共同モデル事業（東京都児童相談所のサテライトオフィス）を活用し、児童相談センターと子ども家庭支援センターの連携強化と区職員の人材育成に努めていきます。



事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み（養育支援訪問事業）】

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
支援家庭数（家庭）	4	4	4	4	4
訪問回数（回）	150	150	150	150	150

【確保方策】

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
実施体制	【養育支援訪問事業】 1 アセスメントシートを用いた調査・相談支援 2 援助方針を検討・決定し、支援計画書を作成 3 訪問支援員による家事、育児・養育支援 【要保護児童対策協議会】 ・代表者会議 年1回開催 ・実務者会議 年4回開催（講演会1回含む） ・個別ケース検討会議 （随時開催）				

(9) 地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）

事業の概要

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です（過去の実績等詳細はP57 参照）。

確保方策の考え方

本区では子育て交流サロン「あかちゃん天国」として、親子のふれあいと交流の場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や育児相談、助言を行っています。各地域に拠点を確保し、1カ所当たり40～90人程度の利用者（1日の延べ人数）を、年末年始、祝日を除く年間約345日受け入れることで、各地域の量の見込みに対応します。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

年間利用希望延べ人数（人回）	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
京橋地域	32,680	32,186	32,478	32,680	32,881
日本橋地域	34,610	34,575	35,980	36,170	36,656
月島地域	88,505	89,603	93,079	98,636	97,790

【確保方策】

拠点数（カ所）	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
京橋地域	2	2	2	2	2
日本橋地域	2	2	2	2	2
月島地域	3	3	3	3	3

<参考> 1カ所1日当たりの量の見込み（利用延べ人数）

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
京橋地域 (築地児童館・ 新川児童館)	量の見込み再掲： 年間利用希望延べ人数 A	32,680	32,186	32,478	32,680	32,881
	拠点数（カ所） B	2	2	2	2	2
	開館日数（概算） C	345	345	345	345	345
	1日当たりの利用延べ人数 D (A/B/C)	47	47	47	47	48
日本橋地域 (堀留町児童館・ 浜町児童館)	量の見込み再掲： 年間利用希望延べ人数 A	34,610	34,575	35,980	36,170	36,656
	拠点数（カ所） B	2	2	2	2	2
	開館日数（概算） C	345	345	345	345	345
	1日当たりの利用延べ人数 D (A/B/C)	50	50	52	52	53
月島地域 (子ども家庭 支援センター 「きらら中央」勝 どき分室・ 月島児童館・ 晴海児童館)	量の見込み再掲： 年間利用希望延べ人数 A	88,505	89,603	93,079	98,636	97,790
	拠点数（カ所） B	3	3	3	3	3
	開館日数（概算） C	345	345	345	345	345
	1日当たりの利用延べ人数 D (A/B/C)	86	87	90	95	94



(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

事業の概要

入院加療の必要のない病中または病気回復期の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、保育士等が一時的に保育する事業です（過去の実績等詳細はP58 参照）。

確保方策の考え方

区が委託する医療機関または認証保育所4施設の保育室で病児保育事業を実施しています。定員数及び年間開業日数から、受入最大枠を京橋地域では1,440人日、日本橋地域では960人日、月島地域では2,880人日と設定し、対応可能な体制を確保します。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

年間利用希望延べ人数（人日）	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
京橋地域	843	848	843	824	831
日本橋地域	444	444	434	428	428
月島地域	1,261	1,252	1,283	1,338	1,324

【確保方策】

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
京橋地域 (聖路加ナースリー)	量の見込み再掲： 年間利用希望延べ人日 A	843	848	843	824	831
	受入最大枠（人日）： 定員1日6人×開業日数（概数）240日	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	1日当たりの利用延べ人数 B (A/240日)	3.5	3.5	3.5	3.4	3.5
	1日当たりの定員（人）	6	6	6	6	6
日本橋地域 (ニチイキッズ さわやか日本橋 浜町保育園)	量の見込み再掲： 年間利用希望延べ人日 A	444	444	434	428	428
	受入最大枠（人日）： 定員1日4人×開業日数（概数）240日	960	960	960	960	960
	1日当たりの利用延べ人数 B (A/240日)	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8
	1日当たりの定員（人）	4	4	4	4	4
月島地域 (勝どき小児 クリニック・ ゆめみらい)	量の見込み再掲： 年間利用希望延べ人日 A	1,261	1,252	1,283	1,338	1,324
	受入最大枠（人日）： 定員1日6人×開業日数（概数）240日×2カ所	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
	1日当たりの利用延べ人数 B (A/240日)	5.3	5.2	5.3	5.6	5.5
	1日当たりの定員 (6人×2カ所)（人）	12	12	12	12	12

上表で算出した1日当たりの利用延べ人数（量の見込み）は、1日当たり定員と比べてもおおむね対応できる規模となっています。

(11) 妊婦健康診査

事業の概要

母子保健法第13条に基づき、区が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行う事業です（過去の実績等詳細はP58参照）。

確保方策の考え方

本区では聖路加国際病院ほか妊婦健康診査実施医療機関に委託して、母体や胎児の健康を守るために必要な妊婦健康診査を実施しています。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
受診件数 (件)	1回目	2,092	2,100	2,158	2,201	2,200
	2～14回目（延べ件数）	20,706	20,790	21,359	21,790	21,780

【確保方策】

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
実施体制	1 実施場所 ①東京都内妊婦健康診査委託医療機関（区内委託医療機関は聖路加国際病院ほか19医療機関） ②その他医療機関（妊婦健康診査受診票が利用できない妊婦健康診査実施医療機関での受診については、後日償還払いで対応） 2 検査項目 ①1回目 問診、体重測定、血圧測定、尿検査（糖、蛋白定性）、血液型（ABO、Rh）、貧血、血糖、不規則抗体、HIV抗体、梅毒血清反応検査、HBs抗原検査、風疹抗体価検査、C型肝炎検査 ②2回目から14回目 【毎回】 問診、体重測定、血圧測定、尿検査（糖、蛋白定性）、保健指導【週数等に応じ、各回1項目】 クラミジア抗原検査、経膈超音波検査、HTLV-1抗体、貧血、血糖、B群溶連菌、NST（ノン・ストレス・テスト） ③妊娠期間中に最大4回 妊婦超音波検査 ④妊娠期間中に1回 妊婦子宮頸がん検診				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育所・幼稚園等に通う子どもの保護者が支払う日用品・文房具・教材費・行事への参加費用等の一部を補助する事業です。事業の性質上、量の見込みは設定しません（過去の実績等詳細はP58参照）。



(13) 子育て世帯訪問支援事業

事業の概要

本事業は、令和4（2022）年の児童福祉法等の一部改正により、新たに位置付けられた事業です。

訪問支援員が、家事や育児等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

確保方策の考え方

本区では、これまで実施してきた養育支援訪問事業に含める形で、引き続き必要とする家庭を支援していきます。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み（（8）養育支援訪問事業の再掲）】

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
支援家庭数（家庭）	4	4	4	4	4
訪問回数（回）	150	150	150	150	150

【確保方策（（8）養育支援訪問事業の再掲）】

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
実施体制	1 アセスメントシートを用いた調査・相談支援 2 援助方針を検討・決定し、支援計画書を作成 3 訪問支援員による家事、育児・養育支援				

(14) 児童育成支援拠点事業

事業の概要

本事業は、令和4（2022）年の児童福祉法等の一部改正により、新たに位置付けられた事業です。

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

確保方策の考え方

本区では、現在実施している「子どもの学習・生活支援事業」、「適応教室「わくわく21」」等の事業を通じて、養育環境等に課題を抱える児童等の支援を行っていくとともに、今後の区民ニーズを踏まえながら、必要に応じて事業の実施を検討していきます。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
対象児童数（人）	22	22	23	24	24

【確保方策】

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
実施体制	【子どもの学習・生活支援事業】 1 対象 生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給世帯ならびに就学援助受給世帯の小学生、中学生、高校生世代 2 実施場所 各地域の区施設等で実施 3 支援内容 学習習慣を定着させ、家庭での生活・育成環境の改善を継続的に行えるよう、NPO 法人への委託により実施 【適応教室「わくわく21」】 1 対象 小・中学校に通っている、または区内に住んでいる、不登校及びその傾向にある小学生・中学生 2 実施場所 教育センター 3 活動内容 ・自習を基本とした学習活動 ・体験活動（絵画、工作、園芸、地域散策、伝統文化、運動等） ・季節に応じた行事（遠足等） ・子どもたちや保護者との相談や話し合い				



(15) 親子関係形成支援事業

事業の概要

本事業は、令和4（2022）年の児童福祉法等の一部改正により、新たに位置付けられた事業です。

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

確保方策の考え方

本区では、現在、講義やグループワークを通して、親力向上や保護者同士の仲間づくり等を目的とした、子育て支援講座を実施しています。

今後は、子育てに困難や児童虐待のリスクを抱えている保護者等が、親子の関係性や子どもの発達・特性に応じた関わり方等の知識や方法を習得できる機会の提供も検討していきます。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
対象世帯数（世帯）	37	38	39	40	40

【確保方策】

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
実施体制	【子育て支援講座】 1 対象 未就学児とその保護者 2 実施場所 子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室 3 実施内容 講義やグループワークを通して、親力向上や保護者同士の仲間づくりを行っている。				

(16) 妊婦等包括相談支援事業

事業の概要

本事業は、令和6（2024）年の子ども・子育て支援法等の一部改正により、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業です。

妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦やその配偶者に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型相談支援の充実を図る事業です。

確保方策の考え方

本区では、出産・子育て応援事業を通じて、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、ニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実するとともに、経済的支援を一体的に実施します。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
妊娠届出数（件）A	2,092	2,100	2,158	2,201	2,200
1組当たり面談回数（回）B	3	3	3	3	3
面談実施合計回数（人日）A×B	5,230	5,250	5,395	5,503	5,500

【確保方策】

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
実施体制	<伴走型相談支援> 妊娠届出、妊娠8カ月、新生児訪問時の面談等により、一貫した相談支援を実施（保健所、保健センター、区役所、特別出張所窓口） <経済的支援> 原則として、次の要件を満たした方に申請により、それぞれ給付金を支給 ①妊娠届出書を提出し、保健所・保健センターで保健師や助産師による妊婦面談を受けた方（5万円） ②区が実施する新生児等訪問指導を受けた方（胎児1人につき5万円）				



(17) 産後ケア事業

事業の概要

本事業は、令和6（2024）年の子ども・子育て支援法等の一部改正により、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業です。

産後ケアを必要とする出産後の母親及びその子を対象に、心身のケアや育児のサポート、助産師等からの育児指導等により、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る事業です。

確保方策の考え方

本区では、宿泊型、日帰り型での産後ケア事業を区内及び隣接区の医療機関に委託して実施し、母体ケア、乳児ケア、育児相談、授乳指導を行います。今後も必要に応じて施設数の拡大を目指します。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

年間利用希望延べ人数（人日）	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
宿泊型	2,976	2,988	3,069	3,131	3,130
日帰り型	4,013	4,029	4,139	4,223	4,221

【確保方策】

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
実施体制	宿泊型	1 主な内容 ・母体ケア（母体の健康状態のチェック等） ・乳児ケア（乳児の健康状態、体重のチェック等） ・育児相談、授乳指導 2 利用期間 1回の出産で5泊6日まで （分割利用の場合は合計6日まで） 3 実施施設 5カ所（令和7（2025）年1月現在）				
	日帰り型	1 主な内容 ・母体ケア（母体の健康状態のチェック等） ・乳児ケア（乳児の健康状態、体重のチェック等） ・育児相談、授乳指導 2 利用回数 1回の出産で5回まで 3 実施施設 5カ所（令和7（2025）年1月現在）				

(18) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

事業の概要

令和6（2024）年の子ども・子育て支援法等の一部改正により、新たに位置付けられた事業です。

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、保護者等の就労要件を問わず、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するために、月の一定の時間までの利用可能時間枠の中で、柔軟に保育施設等を利用できる制度です。

確保方策の考え方

各年4月1日時点の保育所等（保育認定）の量の見込みと確保方策の差分を確保方策として計上しています。

しかしながら、本区においては、誰でも通園制度の対象主体である0～2歳児クラスは、年度途中の入園も多い状態です。そのため、本制度導入にあたっては、保育の必要性のあるご家庭の入園をさまたげることのないよう、また、現場の負担感も十分考慮しながら、令和8年4月の本格実施に向けて、慎重に検討を進めていきます。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
対象年齢の未就 園児数（人） ※0歳6か月から 満3歳未満	0歳（6カ月～）	—	767	788	803	803
	1歳	—	672	684	703	699
	2歳	—	524	559	570	576
	計（A）	—	1,963	2,031	2,076	2,078
必要定員数（人） （（A×10時間）÷月176時間※） ※定員一人1月当たりの受け入れ可能時間数		—	112	116	118	119

【確保方策】

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
確保方策（人）	—	244	239	159	158

